

平成 26 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名	株式会社 JVC ケンウッド
代表者名	代表取締役会長 兼 CEO 河原 春郎 (コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先	取締役 兼 CSO 田村 誠一 (TEL 045-444-5232)

新株予約権の取得および消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 8 月 25 日に発行しました株式会社 JVC ケンウッド第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」）に関し、下記のとおりその全部につき無償取得および消却を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の取得の内容

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 取得する銘柄 | : 株式会社 JVC ケンウッド第 1 回新株予約権 |
| (2) 取得する個数 | : 1,200 個 ^{※1} |
| (3) 取得日 | : 平成 26 年 9 月 30 日 |
| (4) 取得価額 | : 無償 |

※1 取得日において残存する本新株予約権の全部を取得します。取得日までに本新株予約権が行使された場合、取得する個数は減少します。

2. 本新株予約権を取得する理由

本新株予約権に付された取得条項^{※2}に基づき、取得日において残存する本新株予約権の全部を無償で取得するものです。

※2 発行要項 13 項 ①無償取得日における新株予約権の取得条項

当社は、平成 26 年 8 月 25 日以降いつでも、取得日（以下「無償取得日」という。）に先立つ 45 取引日以上 60 取引日以内前の日に本新株予約権者に対し事前の通知又は公告（撤回不能とする。）を行うことにより、無償取得日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可。）を、無償で取得することができるものとする。

なお、本新株予約権の新株予約権者は無償取得日の5営業日前の日（平成26年9月22日）までは、本新株予約権を行使することができます。

3. 本新株予約権取得後の自己新株予約権の全部消却

本新株予約権の要項および会社法第276条に基づき、本日開催の取締役会において、上記のとおり取得する本新株予約権のすべて（最大1,200個）を消却する旨決議いたしました。

これにより、平成26年9月30日をもって、当社が発行する本新株予約権はすべて消却され、当該新株予約権の行使による株主価値の希薄化の可能性はなくなります。

（ご参考）本新株予約権の概要（平成26年6月30日現在）

（1） 割当日	平成23年8月25日
（2） 新株予約権の総数	1,200個
（3） 発行価額	0円（無償）
（4） 行使価額	449円
（5） 行使済本新株予約権の個数	0個

以 上